

令和6年度相談系サービス集団指導 質問と回答

	質問	回答
1	計画相談支援 計画案と計画の日付は同じでも大丈夫でしょうか。	サービス等利用計画は、サービス等利用計画案を区役所に提出した後、区役所が支給決定し、受給者証が利用者へ送付され、サービス担当者会議の結果を踏まえて、計画が確定します。そのため、サービス等利用計画案の作成日とサービス等利用計画の作成日は同一であることはありません。
2	計画相談支援 計画やモニタリングへの本人の署名について。体調などにより印鑑を希望される事があります。印でも大丈夫でしょうか。	事情がある場合には、必ずしも署名ではなく、印鑑でも可とします。その場合には、理由を補記するなど、署名が難しいという状況であったことがわかるようにしておいてください。
3	計画相談支援 障害児相談→指定特定相談に移行する場合の請求について 高等部を年度末ではなく、6月末付けで退学・放課後等デイを終了、7月1日～暫定支給決定として自律訓練（生活訓練）に切り替えることになったため、6月で障害児終了モニタリングを実施／7月1日～有効なサービス等利用計画案を作成しました。この場合、6月障害児相談の継続障害児支援利用援助の請求（障害児相談） 7月指定特定相談のサービス等利用計画（計画相談）の両方への請求ができるでしょうか。（高等部卒業であれば、3月／4月 それぞれについて上記の「特別な請求」ができますが、年度途中の障害児相談から計画相談への切り替えだと、6月モニタリング設定をしていない点での質問です）	6月末で放課後デイサービスが終了であれば、（6月がモニタリング月でなくても）モニタリングを実施の上、6月サービス提供分としてモニタリング報告書を「障害児相談」で請求します。7月1日～の生活訓練（訓練等給付）が入ったサービス等利用計画については、利用者からの文書による同意を得る日は、切り替え月の7月となり、7月サービス提供分として、総合支援法による「計画相談支援」のサービス利用支援費で請求します。
4	計画相談支援 モニタリング期間について。今までの横浜市の説明では、横浜は標準的な3カ月毎としていたが、今回はその件には触れずに、サービス種ごとに、基本のモニタリング期間が決められていると説明されていた。（GHIは6カ月等）非常に違和感を感じたが、下方修正されたと考えてよいか。	本市ではモニタリングは原則として3か月に1回実施することが望ましいものとして推奨しており、考え方を変更していません。今回は、国が示すモニタリング実施標準期間を参考としてお示しさせていただきました。説明が不十分であり申し訳ありませんでした。
5	計画相談支援 個別支援計画書を計画相談事業所へ交付し共有とあるが、個別支援計画書が提出されずにそろわなかった場合は計画相談事業所に罰則等はあるか？	罰則や減算はありません。
6	計画相談支援 加算項目が増えたが、同日に算定できない項目を教えてください。	業務ガイドラインP108の「報酬算定構造」を参照ください。
7	計画相談支援 医療・保育・教育機関等連携加算の対象機関として、地域生活支援事業（移動支援事業所や生活支援センター、地域活動支援センター等）の事業所は、サービス等利用計画に位置付けることで対象となるか。	原則としては、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関とされていますが、当該加算は障害福祉サービス等以外との連携に限るものであるため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業との連携については、対象となりません。

令和6年度相談系サービス集団指導 質問と回答

	質問	回答
8	計画相談支援 指定継続サービス利用支援（障害福祉サービス等利用計画作成時）の過程で、サービス担当者会を開催した際に福祉サービス等提供機関（例えば訪問看護事業所）が参加している場合は、医療・保育・教育機関等連携加算「ア 福祉サービス等提供機関の職員との面談等」のみを算定し、サービス担当者会議実施加算は算定しないという扱いでよいか。	お見込みのとおり、医療・保育・教育機関等連携加算の「福祉サービス等提供機関の職員との面談等」を算定する場合、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、サービス担当者会議実施加算は算定できません。
9	計画相談支援 指定継続サービス利用支援の過程でサービス担当者会を開催し、その結果や利用者の状況や支援の状況等を記載したモニタリング報告書を使用して、福祉サービス等提供機関に情報提供した場合、医療・保育・教育機関等連携加算の「ウ 福祉サービス等提供機関への情報提供」を算定してよいか。また、病院等、訪問看護事業所には入院時情報提供書を参考にしたうえで行うこととされているが、必要な情報が記載されていればモニタリング報告書の提供をすることで加算ウを算定してよいか。	福祉サービス等提供機関からの求めに応じて提供したのであれば、医療・保育・教育機関等連携加算のウの算定は可能です。必要な情報が記載されていればモニタリング報告書の提供でも可とします。
10	計画相談支援 1) モニタリング追加依頼した際のモニタリング加算は取れるか。 2) 加算 医療、保育、教育機関等連携加算の通院での情報提供加算と集中支援加算の通院同行での情報提供加算の違いについて。集中支援の方はモニタリング月以外に通院同行したかどうかの認識でよいか	1) サービス提供時モニタリング加算は、「指定継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会」で算定が可能とされています。モニタリング追加依頼によるモニタリングにおいても算定可能です。 2) ご認識のとおり、利用者への通院同行について、「医療、保育、教育機関等連携加算」では指定サービス利用支援、指定継続サービス利用支援を算定する場合に限り算定が可能であり、「集中支援加算」では、指定サービス利用支援、指定継続サービス利用支援を算定している月では算定できません。
11	計画相談支援 医療・保育・教育機関等連携加算の通院同行は、在宅での往診時の同席も含まれると考えてよいか。	当該加算における通院同行は、通院が対象であるため、在宅での往診（訪問診療）は対象外となります。
12	計画相談支援 医療・保育・教育機関等連携加算について、連携対象に訪問看護の事業所を加えると書かれており、今回の集団指導ではこの点が触れられていないが、対象となるか	当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものです。具体的には、病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となります。
13	計画相談支援 「医療・保育・教育機関等連携加算」と「集中支援加算」の病院同行の異なる点について。 「サービス利用支援」「継続サービス利用支援」算定時は「医療・保育・教育機関等連携加算」で算定、それ以外の場合は「集中支援加算」でよいか。支援内容で算定箇所が異なるか。	「医療・保育・教育機関等連携加算」と「集中支援加算」の病院同行の異なる点は、お見込みのとおり算定できる月が異なるという点です。支援内容は同様です。
14	計画相談支援 医療・保育・教育機関等連携加算 ア・ウの、福祉サービス等提供機関に、精神科デイケアは含まれるか	含みます。
15	計画相談支援 医療・保育・教育機関等連携加算 ウの情報提供とは、入院時情報提供書を参考に書面ではなく口頭での説明も可能か。また、モニタリング報告書の代用は可能か。	情報提供は書面でなく、口頭での情報提供も可能です。加算の拳証資料として、口頭にて情報提供を行った内容がわかるように記録を残してください。

令和6年度相談系サービス集団指導 質問と回答

	質問	回答
16	計画相談支援 メディカルショートステイについて 緊急利用で家族等が同行できない際に計画相談の同行・情報提供を求められることがあるが、医療機関の連携で請求可能な医療保育教育等連携加算や入院時情報連携加算・通院同行等を請求してよいか。もしくは、どのような報酬が見込めるか。	病院からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合には、「医療・保育・教育機関等連携加算」の算定が可能です。
17	計画相談支援 医療・保育・教育機関等連携加算や集中支援加算の「福祉サービス等を提供する機関等」について、障害者総合支援法や受給者証に関係のないサービスは対象と考えてよいか。 例) 横浜市単独事業の地域活動ホーム一時ケアや地域活動支援センター地域作業所、メディカルショートステイ、生活あんしんセンター等	「福祉サービス等提供機関とは、障害福祉サービス等を含みますが、「医療・保育・教育機関等連携加算」での算定は、障害福祉サービス等事業所以外との連携に限ります。例示の場合、メディカルショートステイ、生活あんしんセンターは対象に含まれます。 「集中支援加算」での算定は、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所、企業、地方自治体等が対象です。例示の場合、横浜市単独事業の地域活動ホーム一時ケアや地域活動支援センター地域作業所、メディカルショートステイ、生活あんしんセンターは対象に含まれます。
18	計画相談支援 医療・保育・教育機関等連携加算や集中支援加算の「利用者への通院同行」の病院などは、サービス等利用計画書に位置付けられている病院（今後も位置付けられないであろう病院）でなければならないか。	当該加算の「利用者への通院同行」の病院については、サービス等利用計画に必ずしも位置付けられている必要はありませんが、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定しています。
19	計画相談支援 医療・保育・教育機関等連携加算の「ア 福祉サービスなど提供機関の職員との面談等」の会議は、本人や家族の参加がなくても算定できるか。	本人や家族の参加がなくても算定可能です。
20	計画相談支援 医療・保育・教育機関等連携加算の「ウ 福祉サービス等提供機関への情報提供」には成年後見人も対象となるのか？	成年後見人は対象となりません。
21	計画相談支援 医療・保育・教育機関等連携加算の「ア 福祉サービス等提供機関の職員との面談等」について、グループホームの医療連携の看護師との面談等は、訪問看護と同様の位置づけと考えてもよいかどうか？	障害福祉サービス等事業所は加算の対象ではないため、当該看護師がグループホームに所属している場合には、加算の対象にはなりません。
22	計画相談支援 集中加算「オ 情報提供先」は、病院及び訪問看護と、それ以外の福祉サービス提供機関のMAX2件となるのか。 また、福祉サービス提供機関の区分ごととは、具体的には何の区分を指しているのか。	集中支援加算における、福祉サービス等提供機関への情報提供先として、区分の具体は、以下を差し、それぞれ1月に1回を限度に算定するものとしています。従って、最大で月に2回の算定が可能です。 (一) 病院等、訪問看護事業所、 (二) (一)以外の福祉サービス等提供機関
23	計画相談支援 集中加算「オ 情報提供」について、地域生活支援事業所からの求めであっても加算の対象となるのか。	当該加算の連携の対象は、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関とされており、障害福祉サービス事業者も含むため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業との連携についても、対象となります。

令和6年度相談系サービス集団指導 質問と回答

		質問	回答
24	計画相談支援	サービス担当者のみでの会議開催が必要と判断され会議をした場合、集中支援加算の「イ サービス担当者会議の開催」は算定対象になるか。	当該加算の算定にあたっては、利用者又はその家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認する必要があります。
25	計画相談支援	集中支援加算の「イ サービス担当者会議の開催」は「利用者又はその家族も出席」となっているが、本人や家族の参加が本人の健康状態や精神状態（本人達への負担が大きい）への影響がある場合など、理由があれば参加はしなくても算定できるか。	「利用者又はその家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。」となるため、やむを得ない事情により出席できない場合においも、何らかの方法で「利用するサービスに対する意向等を確認」することが必要です。
26	計画相談支援	集中支援加算の「オ 福祉サービス等提供機関への情報提供」には成年後見人も対象となるのか？	成年後見人は対象となりません。
27	計画相談支援	生活介護のサービス提供時間が6時間未満の方の配慮時間を決める際は、サービス担当者会議が必須か。サービス等利用計画の留意事項欄に記載で良いか。計画の変更となるため、追加の更新やモニタリングが必要か。	サービス提供時間の変更は、軽微な変更であり、サービス等利用計画の再作成にはあたりません。なお、計画の中心軸（「総合的な援助の方針」「長期目標」「短期目標」）が変わる場合には、事前に区役所に確認した上で、サービス等利用計画案の再作成を行い、支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を開催し、計画を確定させます。
28	計画相談支援	サービス担当者会議実施加算は、当該利用者やその家族の会議参加は必須ではないということ間違いはないか。	サービス担当者会議実施加算は、指定継続サービス利用支援（モニタリング）の実施時に、開催した場合に、算定するものであるため、本人が参加したうえで実施する必要があります。
29	計画相談支援	行動障害支援体制加算（1）の対象となる障がい者が必要な条件を満たしているか区役所に確認を都度とらないとわからないか。また「一定期間毎に確認する」とあるが期間はどの程度を想定しているか。	受給者証に記載のある加算の内容によって確認できるものは、受給者証により確認することを想定しています。例：生活介護（重度障害者支援加算） 一定期間毎の期間の定めはありませんが、少なくとも体制届の提出毎には確認をお願いします。
30	計画相談支援	行動障害者支援体制加算（1）や要医療児者支援体制加算（1）において対象となる障がい者が「受給者証の記載内容で確認することも考えられる」とあるが、どのような記載内容で判断できるかを具体的に示してほしい。	行動障害者支援体制加算（I）については、 ・生活介護（重度障害者支援加算） ・短期入所（重度障害者支援加算（強度行動障害）対象者） ・施設入所支援（重度障害者支援加算知障） ・共同生活援助（強度行動障害者重度支援加算）または（強度行動障害地域移行特別加算） ・宿泊型自立訓練（強度行動障害地域移行特別加算） 要医療児者支援体制加算（I）については、 ・短期入所（医療連携体制加算（医ケア）対象者） の記載に判断してください。
31	計画相談支援	精神障害者支援体制加算要件について。現状、担当している計画相談の40%が精神保健手帳保持の方。横浜市精神障害者ホームヘルプ事業の時代に、支援費及び精神障害者ヘルパー管理者と、市の精神障害者ホームヘルパー養成研修の講師を複数回お引き受けしたこと、社会福祉士であること で、加算要件になるか。	精神障害者支援体制加算を算定するには、精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置する必要があります。この研修については、神奈川県が「相談支援従事者専門コース別研修」として実施しています。

令和6年度相談系サービス集団指導 質問と回答

		質問	回答
32	計画相談支援	精神障害者のみを対象に支援をしているが、研修を終了し職員を配置したら要医療児者支援体制加算(2)も算定できるか。今後も対象者は精神障害者のみで、児童を対象とする予定はない。	当該加算については、該当の研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることとされています。従って、医療的ケア児等から利用申込があった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められていません。
33	計画相談支援	高次脳機能障害者支援体制加算の要件を満たす研修を今年度実施する予定があるか。	高次脳機能障害者支援者養成に関する研修については、神奈川県が実施することとされていますが、神奈川県からは今年度の実施の予定がないと聞いています。
34	計画相談支援	地域生活支援拠点等機能強化加算について「各区に基幹相談支援センターが整備されていること、また、3機関が中心となってコーディネーター的業務を担うことを踏まえ、当該加算を算定する事業所を想定していない。」とあるが、「コーディネーター的業務」とは何か。きちんと3機関に役割分担されているのか？各区の3機関に説明がなされているのか。コーディネーターではなく、コーディネーター「的」とは？コーディネーター的業務の説明と3機関への位置づけの説明をお願いしたい。	今回、国が示している「地域生活支援拠点等機能強化加算」における拠点コーディネーターが行う業務は、地域生活支援拠点としての機能を果たすために、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するために、地域の実情に応じて、拠点関係機関との連携を行うことです。本市では、各区基幹相談支援センターに地域生活支援拠点機能の整備に向けた取組担当者を配置しており、基幹相談支援センターが中心となって、精神障害者生活支援センター及び区福祉保健センターとの連携により対応しており、3機関の役割については、「横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン(令和3年4月改訂)」でお示ししています。
35	計画相談支援	加算 集団指導説明で、計画相談居宅介護支援事業所等連携加算(情報提供)はケアマネジャーに情報提供したときのみ加算、と説明を受けた。計画相談は障害福祉なので介護福祉のケアマネジャーとの連携はほとんどない。通所事業所、グループホーム等のサービス管理責任者への情報提供は必要に応じて行っている。このケースは加算対象でしょうか？	当該加算における情報提供とは、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所に対して利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合であるため、通所事業所、グループホーム等のサービス管理責任者への情報提供は対象となりません。
36	計画相談支援	医療型短期入所との連携について 医師・看護師と情報共有することも多いが、加算の請求時に医療機関への連携として請求してよいか。	病院、訪問看護事業所など福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合、「医療・保育・教育機関等連携加算」の算定が可能です。
37	計画相談支援	報酬アップのコツについて 「◆新規ケースを受ける時は更新月に注目！」とあるが、受給者証の更新月によって新規契約の利用者を選んでよいのか。それとも 事業所の都合で更新月を変更できるか。	事業所の都合で更新月を変更することはできません。サービス等利用計画案を作成する月、モニタリングの月が偏ると日程調整や仕事量の負担、事業所収入の偏りにもなりますので、新規ケースを受けるときや担当を割り振るときには、更新月に着目することで、効率的な運営につなげていただきたいと思います。
38	計画相談支援	会計の区分とあり、計画相談支援と障害児相談支援の会計の区分とあるが、人件費はどのように分けてやっているのか。	適切に案分するなどして、区分するようお願いします。
39	計画相談支援	複数事業所の協働体制による機能強化型を行っている、区内事業所がどのくらいあるか。	計画相談支援の協働体制は、令和6年3月末時点で横浜市内で2ケースあります。

令和6年度相談系サービス集団指導 質問と回答

	質問	回答
40	計画相談支援 (国QA(H30)VOL.1問83)医療・保育・教育機関等連携加算の連携先にインフォーマルサービスの提供事業所等と記されているがどのような事業所を想定しているか教えてほしい。	厚生労働省に確認し、回答します。
41	計画相談支援 計画相談事業所が増えない要因に事務作業の負担も指摘され、本年10月には郵便料金値上げもあり収益的にも圧迫が予想されて、国もICT活用を推進しているところである。①他市では支給決定申請書に利用者同意欄を設けて、利用者同意の得られる場合に、市から計画相談事業所へ受給者証コピーを送付する仕組みがあるが、横浜市で実施できない理由は何か。②業務効率化および郵送料削減のためサービス等利用計画案等、市への提出物をスキャンデータでメール添付、あるいはデータアップロードなどの方法で提出してもよいか。③横浜市独自に指定している基礎調査資料が、エクセル様式でありながらも手書きを想定したつくりになっているため体裁を整えることに時間を取られている。使用を義務付けるのであればPC上で入力しやすい仕様に作り直しをしてもらいたいが、いかがか。	説明内容に対するご質問ではないため、ご意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
42	自立生活援助 ①セルフプランによる導入は可能か。 ②再度の利用(支給決定)は可能か。 ③日常生活支援情報提供加算の提供方法について、通院に同席し口頭にて担当医(診察医)もしくはMSW、看護師などに提供した場合でも、経過記録等を残すことで算定は可能か。書式などが必要な場合は、最低限必要な具体的記載事項を示されたい。 ④個別支援会議と担当者会議の違い。サービス管理責任者が参加要件となる担当者会議には利用者の参加が必須か。会議の開催場所の指定はあるか。	①自立生活援助の利用にあたっては、セルフプランにより利用も可能です。 ②再度の支給決定を妨げるものではありませんが、障害者自立生活アシスタント制度の活用、1年間の標準機関で支援終了する見込みがあるか、実施機関等と相談・検討をしてください。 ③口頭での提供においても算定は可能です。情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX等)について記録を作成し、保管をお願いします。 ④自立生活援助のスライドにあった、「個別支援会議」と「担当者会議」は同様の意味です。言葉が統一されておらず、申し訳ありませんでした。サービス管理責任者が招集する担当者会議には、利用者の参加は必須ではありません。ただし、原案の内容については、利用者及びその家族に説明し、文書により同意を得ることが必要です。
43	障害児相談 要医療的児者支援体制加算について質問します。現在、医療的ケア児を2人担当していますが、来年度の医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了したのち、体制届を提出後、加算算定ができると判断しています。ポイントとして「医療的ケア児の保護者から利用申込があった場合に、障害特性に対応できない事を理由にサービス提供を拒む事は認められない。」とありますが、事業所の体制上、これ以上、相談対象児を増やせない事を理由にサービス利用を拒む事は認められているのですか?今、専任ですが、非常勤1人の事業所です。	要医療的ケア児者支援体制加算を算定している事業者にあつては、算定した各加算に対応した医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められないこととなっていますが、事業所の体制により、利用申込に応じきれない場合は、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合に該当します。
44	障害児相談 障害児相談支援のモニタリングの標準は6ヵ月と冒頭で説明していたが、今までは、成人の指定特定相談支援に準ずると説明しており、横浜標準3ヵ月でのモニタリング、が障害児相談支援においても推奨されていると解釈していたのだが、その部分の経緯説明がないまま、今回の内容だと非常に違和感を感じた。詳しく説明してほしい。	障害児通所支援のみを利用している場合のモニタリング実施標準期間は6ヵ月です。また、障害福祉サービスを利用している場合のモニタリング実施標準期間は、指定特定相談支援に準じ3ヵ月としていますが、このたび障害児通所支援を利用している場合のモニタリング実施標準期間について、標準より短い期間で設定することが望ましい例がこども家庭庁より示されたため、障害児通所支援のみを利用している場合を想定して、説明会でお伝えしました。
45	障害児相談 「保育・教育等移行支援加算」のつなぎ先として生活介護事業は含まれるのか。	生活介護事業は含まれておりません。

令和6年度相談系サービス集団指導 質問と回答

		質問	回答
46	障害児相談	特定相談支援と障害児相談支援の体制届等の提出は電子申請となったが、横浜市の電子申請システムに統一されることはないのか、統一して欲しい。	体制届等の受付については、業務委託により実施しており、仕様内容が異なるため、現状では直ちに統一することができません。次年度以降の契約時にいただいた御意見を踏まえ、検討をさせていただきます。
47	障害児相談	障害児相談の変更届出書に関してのみ法人印の押印を求められている（特定相談や一般相談の体制届出書や変更届出書、または障害児相談の体制届出書には押印は求められていない）が、押印は必要なのか。	現時点では押印をお願いいたします。（押印の有無については、引き続き見直しを図ってまいります。）
48	障害児相談	障害児通所支援のみを利用している人のモニタリング期間は6か月とされた。が、その意味は、もっと受けれるだろうという意図かもしれないが、児童は、学校の変わり目や卒業時で切り替えが4月に集中してしまわないか。モニタリング月は任意にずらせないか。	現状の制度下では困難ですが、いただいた御意見を踏まえ、見直しを検討します。